

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人熊本県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

(用語の定義)

第3条 この定款及びこの定款に基づいて策定される規則、規程等において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 業者 国土交通大臣又は熊本県知事から宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む個人又は法人（本会に入会した後、宅地建物取引業を営もうとするものを含む。）
- (2) 本店 業者が置く主たる事務所であって、保証協会に対し相当額の弁済業務保証金分担金（以下「保証金分担金」という。）が納付されているもの（本会に入会した後、納付しようとするものを含む。）
- (3) 支店 業者が置く主たる事務所以外の事務所であって、宅地建物取引業法上、事務所として届出されており、保証協会に対し、相当額の保証金分担金が納付されているもの（本会に入会した後、納付しようとするものを含む。）
- (4) 保証協会 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会をいう。
- (5) 法人法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律をいう。
- (6) 公益認定法 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律をいう。
- (7) 整備法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をいう。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに、宅地建物取引業に係る一般消費者の利益の擁護及び増進を目的とする事業の実施、公正な取引慣行の確立及び地域社会の健全な発展を目的とした事業の実施並びに会員の指導及び連絡に関する事業を行い、宅地建物取引業の健全な発展と住生活の安定と向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般消費者の利益の保護を目的とした宅地建物取引業法等の法令順守、啓発及び人材育成に関する事業
- (2) 一般消費者の利益の保護並びに宅地及び建物の流通の円滑化を図ることを目的とした調査及び

情報提供事業

- (3) 一般消費者の利益の保護及びよりよい地域社会の発展等への貢献を目的とした地域貢献事業
- (4) 会員への業務支援及び相互扶助事業
- (5) 印刷物等販売事業
- (6) 不動産貸与事業
- (7) 関係機関からの事務受託事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会の事業は熊本県において実施する。

第3章 会員

(本会の構成員)

第6条 本会に、次に定める2種類の会員を置く。

- (1) 正会員 熊本県内に本店もしくは支店を置く業者であって、次条の規定により本会に入会したもの
- (2) 準会員 正会員が置く熊本県内にある支店であって、次条の規定により本会に入会したもの

2 前項第1号の正会員をもって、法人法の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 本会の会員には、会員之証を貸与するものとする。

(経費の負担)

第8条 本会の会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金、会費及びその他の拠出金を会員になった時及び毎年支払う義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、入会金、会費及びその他の拠出金について免除ができるものとし、その基準については別途定める。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 第9条及び第10条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が、正会員の資格喪失について同意したとき。

(3) 正会員が、死亡又は解散したとき。

(4) 正会員が、宅地建物取引業を廃業したとき。

(5) 正会員が、保証協会の社員資格を喪失したとき。

(6) 正会員が置く本店及び支店のいずれも、熊本県内に事務所を有しなくなったとき。

2 準会員は、前項の規定により準会員を支店として置く正会員が資格を喪失したときのほか、次に掲げるときに準会員の資格を喪失する。

(1) 総正会員が、準会員の資格喪失について同意したとき。

(2) 準会員を置く業者が、準会員である支店を廃止したとき。

(3) 準会員を置く業者が、準会員である支店を熊本県外へ移動したとき。

(4) 準会員を置く業者が、準会員である支店において宅地建物取引業を廃業したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条から第11条の規定によりその資格を喪失したとき、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

3 会員がその資格を喪失したときは、本会入会時に貸与した会員之証を本会に返還しなければならない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会費及び入会金の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任又は解任

- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第15条 総会は、次のとおり開催する。

- (1) 通常総会 毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。
 - (2) 臨時総会 前号以外で必要がある場合に開催する。
- 2 前項第1号の通常総会をもって、法人法の定時社員総会とする。

（招集）

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第17条 総会の議長は、当該総会において出席正会員（法人の場合は代表者）の中から選出する。

（議決権）

第18条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

（決議）

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使）

第20条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、その議決権を他の正会員に行使させることができる。この場合において、その委任した正会員は、当該総会に出席したものとみなし、当該正会員の議決権の数は第19条の出席した議決権の数に算入する。

2 本会は、総会の日から3か月間、第1項の規定により提出された委任状その他の代理権を証明する書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 正会員は、本会の業務時間内は、いつでも、第1項の規定により提出された委任状その他代理権を証明する書面を閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 次に定めるものは、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(1) 当該総会の議長

(2) 出席した理事の中から選出された者 2人

(総会運営規則)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会の決議により別に規則で定める。

第5章 役員等

(役員を設置)

第23条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 25人以上36人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事は、正会員（法人の場合は代表者）に限る。なお、任期中に正会員（法人の場合は代表者）の資格を喪失したときは、当然に理事の資格を喪失し、退任したものとみなす。

3 理事のうち1人を会長とし、3人以内を副会長、1人以内を専務理事、2人以上8人以内を常務理事とする。

4 前項の会長をもって法人法の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに

準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事は、選任される年度の4月1日現在において、その年齢が75歳未満でなければならない。理事が任期中に満75歳に達したときは、その任期が満了するまでの間、理事の資格を有するものとする。

7 会長は、通算して5期10年を超えることができない。ただし、会長が公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会及び保証協会の代表理事に就任している間はこの限りではない。

8 監事は、連続して2期4年を超えることができない。但し、員外監事は除く。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を分担執行する。

5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、業務を分担執行する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 監事には、総会において定める総額の範囲内で、監事が協議して別に定める報酬等の支給の基準に

従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(役員の実任の軽減)

第30条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、その任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法人法第113条第1項に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、法人法第115条第1項の規定により、その任務を行ったことによる損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、非業務執行理事等との間で損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第31条 本会に、任意の機関として、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。その定数は、名誉会長を1人以内、顧問及び相談役を各3人以内とする。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。

- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応ずること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

- 4 名誉会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解任

(4) 事業計画書及び収支予算書の承認

(5) 名誉会長、顧問及び相談役の選任及び解任

(6) 委員長の選任及び解任

- (7) 事務局長の任免の承認
- (8) その他法令又はこの定款で定めた理事会決議事項

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、副会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 前条の規定に関わらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第6項の報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に規則で定める。

第7章 委員会

(委員会の設置)

第41条 本会の事業を推進するため、委員会を置く。

(委員会の職務)

第42条 委員会は、会長の諮問に対し答申し、理事会から付託された事項につきその実現に努力する。

(委員長)

第43条 委員会に、委員長を1人置く。

2 委員長は、理事会の決議により選任及び解任する。

(委員会の招集及び議長)

第44条 委員会は、委員長の要請により会長が招集する。委員会の議長は、委員長とする。

(委員会の種別その他)

第45条 委員会の種別、構成その他については、理事会の決議により別に定める。

第8章 支部

(支部の設置)

第46条 本会の運営を円滑にするため、支部を置く。

2 支部に、支部長を1人置く。

(支部の事業)

第47条 支部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 第5条第1項第1号から第4号の事業に関する事。
- (2) 会員の入会審査に関する事。
- (3) 本部と支部の連携に関する事。
- (4) 連絡事項の周知に関する事。
- (5) 会員の親睦に関する事。

(支部の運営)

第48条 支部の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 会計

(基本財産)

第49条 本会の目的である事業を行うために不可欠な理事会で決議した財産は、本会の基本財産とする。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第50条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が次の書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第53条 会長は、公益認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第55条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第56条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第57条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

(設置等)

第59条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は田中武弘とする。
- 3 本会の最初の副会長は橋本博司、中尾寿孝、西永征史、専務理事は宮川康英、常務理事は横溝康秀、島崎克也、西釜博文、北川英一、木村健助とする。
- 4 本会の最初の理事は、次に掲げるものとする。

林田幸子	小田英雄	平島数廣
北川英一	村木壮一	中尾寿孝
田中武弘	小室吉春	橋本博司
上林節郎	西釜博文	中川喜代子
戸村正廣	河野力三	北川尚幸
原野利一	横溝康秀	緒方義和
橘 昱弘	原田可奈子	西永征史
上原大助	島崎克也	野上昭仁
志水一博	宮川康英	内田敏則
木下 巖	有田昌真	森下弘美
村上裕二	田上數彦	田中昭久
木村健助	野上勝義	森 正光
- 5 本会の最初の監事は、笹原光信、田尻裕次郎、木村信とする。
- 6 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 49 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 7 社団法人熊本県宅地建物取引業協会の定款は、附則第 6 項に規定する解散の登記の日に廃止する。

附 則

令和 3 年 5 月 27 日一部改正、同日施行（令和 3 年 5 月 27 日 通常総会決議）

附 則

この定款の変更は、公益認定法第 4 条に定める公益認定を受けた日から施行する。（令和 3 年 11 月 9 日 臨時総会決議）

別表第 1 基本財産（第 49 条関係）

財産種別	場所・数量等
普通預金、定期預金	2 億円